

平成29年第1回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成29年 3月 7日
本日の会議 平成29年 3月10日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総務部長 荒木 重臣 君
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 久松 勝 君 教育次長 帯田 由寿 君
健康保険部長 谷本 圭介 君 水道局長 木島 英利 君
会計管理者 谷本 清 君 建設産業部理事 松邨 清茂 君
水道局理事 吉田 邦彦 君 教育委員会理事 近藤 徳雄 君
秘書広報課長 青田 浩二 君 総務課長 山本 昭彦 君
契約管財課長 井川 勝信 君 地域安全課長 山口 功 君
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君
税務課長 荒木 秀一 君 収納推進課長 宮崎 伸之 君
土木管理課長 日名子達也 君 産業振興課長 中嶋 敏純 君
福祉課長 森川 寛子 君 こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 栗山 浩二 君 健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君 下水道課長 濱 伸二 君
教育総務課長 宮司 裕子 君 生涯学習課長 山口 利弘 君
農業委員会事務局長 森 省二 君 情報管理室長 江頭 幹夫 君

会議録署名議員

5番 饗庭 敦子 議員

6番 安藤 克彦 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時28分

平成29年第1回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

平成29年 3月10日（金）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	
2	1	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	—
3	2	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
4	3	長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	4	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	5	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
7	6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
8	7	長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
9	8	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
10	9	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
11	10	長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
12	11	和解及び損害賠償の額を定めることについて	※総文
13	12	和解及び損害賠償の額を定めることについて	—
14	13	平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総文
15	14	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	※産厚
16	15	平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
17	16	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）	※産厚
18	17	平成29年度長与町一般会計予算	※総文
19	18	平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

通告順11、堤理志議員の①子育てしやすいまちづくりについて、②入浴補助券の拡充について、③住宅団地の住環境の課題についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんおはようございます。一般質問を行います。

1、子育てしやすいまちづくりについて。子育て支援の充実は、本町の重点課題の1つであり人口流出防止や定住促進の要であると考えます。そこで以下の点について具体的に質問をいたします。（1）放課後児童クラブ、学童保育。第9次総合計画では子育てと仕事が両立できる子育て環境づくりを目指し、途中省略しますが、放課後児童クラブの整備充実など、留守家庭児童の居場所づくりに取り組みますとしています。そこで、放課後児童クラブ、学童保育の待機の状況はどうでしょうか。待機が想定されるとすればどのような対応を考えているのでしょうか、お伺いをいたします。（2）子ども医療費の対象年齢拡大と給付方法の改善。第9次総合計画では「妊娠から出産、子育てまで、安心して子供を産み育てられる町を創ります。」とし、様々な事業を実施しています。子ども医療費助成については近隣自治体も力を入れ対象を中学生までに、さらに手元の持ち合わせを心配せずに医療機関にかかることができる現物給付化が時代の趨勢となりつつあります。本町もこの方向に踏み出すべきではないでしょうか。（3）入学準備金、これは就学援助の制度でありますけれども、この早期支給。昨年12月議会で、生活困窮にある世帯の児童生徒を持つ家庭の新入学時の負担軽減策として入学準備金の早期支給を提案をいたしました。支給月を従来の6月から4月へと前倒しすると答弁がありました。急な事務量の増加で所管であったり、また学校におかれましては多大なご負担となったということ推察をいたします。一方、町民にとっては非常に前向きな対応であったと思っております。入学準備金という名のごとく、入学の準備にあたって支給できるということは理想でありますし、長崎市をはじめ全国的にも4月前に支給をする、そうした自治体が増えていきます。本町もさらなる改善が必要だと思いますが、町の考えをお伺いをいたします。

次に2番、入浴補助券の拡充について質問をいたします。本町は高齢者に対し入浴補助券を助成し健康増進を支援しています。しかし入浴以外の選択肢を希望する。そうした声が後を絶ちません。この件、同僚議員からも幾度となく質問も出されております。私も昨年の6月議会でそうした質問をいたしました。高齢者に対する支援のあり方を見直し検討していきたいとの回答がありました。さらに検討のあり方については期限を決めて結論を出すべきではないか。このように質したところ、その方向で考える旨の答弁がありました。どのような方向に今なっているのかについてお伺いをいたします。

3点目、住宅団地の住環境の課題について。本町で比較的初期に造成された住宅団地の課題、活性化策について幾度か質問を行ってまいりました。今後、住宅、給排水設備、これらの老朽化、住民の高齢化などに起因し様々な問題や課題が出てくるということが想定されます。そうした中から2つに絞ってお伺いをいたします。(1)水道の本管から分岐した給水管の計測メーターまでの間で漏水した場合の対処。(2)いわゆるごみ屋敷そして、動物の多頭飼いによる住環境悪化の懸念。実際このような事例や意見を耳にいたします。

町としてこれらの対応をどのように考えているのか、以上、質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

おはようございます。今議会の最後のご質問者であります堤議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、1番目3点目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答しますので、私の方からはその他のご質問についてお答えいたします。

はじめに、1番目1点目のご質問でございますけれども、放課後児童クラブの待機につきましては現在のところ発生していない状況にあります。平成27年度より設備及び運営に関する基準を定める条例が施行され、専用区画面積や1支援単位の児童数が定められたところでございますが、経過措置期間中はやむを得ないと認める時は受入を可能とし待機児童が出ないように配慮いただいているところでございます。長与町学童保育連絡協議会とも協議しながら、計画的な整備に取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の子ども医療費の対象年齢拡大と給付方法の改善についてのご質問でございます。子ども医療費の助成につきましては今年度より対象を小学生まで拡大したところをご案内のとおりでございます。今年度の申請件数や助成額など実績を見ながら対象を中学生までとした場合の試算等を行うなど検討を重ねているところでございます。しかしながら現状といたしましては、子どもに関する福祉施策全般で考えますと、子育て世代の見守り体制の強化を図ること、また、住民ニーズの高い保育サービスの充実に対応するため、保育所及び放課後児童クラブの整備を図ることを優先課題として次年度は取り組む予定としております。また、現物給付化につきましては小中学生の医療費助成が県の補助対象となっていないことから全額町の負担となること、また、町単独での導入は全ての医療機関への導入が大変難しいことから、補助対象年齢拡大と合わせまして現物給付の導入につきましても、引き続き県に対して要望を出してまいりたいとこのように考えております。

続きまして、2番目の入浴補助券の拡充とのご質問でございます。議員もご承知のとおり、この入浴施設等補助券は高齢者の健康保持増進と外出の機会の確保、そういう目

的で実施をしております。6月議会において見直しの検討をしていきたいと回答しておりましたが、平成29年度中に一定の方向性を示すことができるよう、現在関係各課と協議を行っておるところでございます。

続きまして、3番目1点目の水道の本管から分岐した給水管の計測メーターまでの間で漏水した場合の対処というご質問でございます。給水管における漏水につきましては、官民境界で修繕にかかる費用負担を分けております。公道部における漏水は町の負担で修繕を行っておりますけれども、宅地内における漏水につきましては個人負担で修繕を行っていただいております。

次に、2点目のごみ屋敷の対応でございます。いわゆるごみ屋敷につきましては宅地内などに適正な管理がされていない廃棄物などによりまして、周辺の住民や生活環境に影響を及ぼす、またはそのおそれのある建物及びその敷地と考えております。現在の対応といたしましては、その土地建物の所有者などの事情を聞きまして、環境美化条例に基づき対応策などをご本人と相談をいたしまして、除草や伐採及びごみの処分などのお願いをしている状況であります。また、本人の様々な事情によりごみの排出が困難な場合には職員及び関係機関等によりまして、ごみの排出及び処分を実際に行った事例も今までございます。今後も、ごみを溜め込んだり、樹木の剪定が行われないなど様々なケースが発生することが懸念をされております。その対応については単に廃棄物の処理のみに特化した対策では再発の恐れなどもあり、不十分ではないかと考えておりますので、福祉、介護、環境美化、空き家対策など様々な観点から、各部門、機関との情報共有と連携の強化を図り、本人に寄り添いながら生活全般の支援を含めた対応を実施してまいりたいと考えております。

次に、動物の多頭飼いによる住環境悪化ということでございますけれども、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼い主に対して指導を行っているのが現状でございます。また動物の飼育に関しましては、より専門的な見地から指導が必要な時は長崎西彼保健所の担当者と町職員とで飼育対象者宅に出向いて、飼い主に対して指導を行っております。また、頭数が多すぎて適切な飼育ができない、そのような場合は長崎県生活衛生課が運営しておりますホームページサイト、ながさき犬猫ネットなどをご紹介をいたしまして譲渡先を探すなど、飼い主と協議を重ね改善策等を提案させていただいている状況であります。今後につきましても、生活環境の保全と動物が共生する社会の実現のため、関係機関との連携により適正な指導と啓発活動を充実してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さんおはようございます。1番目3点目のご質問につきましてお答えいたします。

長与町の就学援助につきましては、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒

の保護者に対し就学に必要な援助を行う制度でございます。平成29年度におきましては新入学用品費を早期に支給できるよう各学校の事務職員の先生方と協議を重ね、新入学予定の児童生徒のいる世帯へ4月に支給を行えるように現在準備を進めているところでございます。議員ご指摘の入学準備金を4月前に支給することについてでございますが、今回の事務手続き並びに支給状況を確認し、研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

放課後児童クラブの件について質問をいたします。放課後児童クラブ、学童保育というのは子ども子育て支援事業の1つとして、本町では公設民営で実施がなされております。平成27年度3月に策定した町子ども・子育て支援事業計画によりますと、当時、その中ではクラブ数は7だったのが、現在は9つのクラブになって一定増設がなされている状況であります。長与町の子ども・子育て支援事業計画の中の方針というところを見てみますと、放課後の子どもの居場所は教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、住民ニーズを踏まえながら拡充をしていきたいというふうにあるわけですね。そして、先ほどの答弁の中で、待機は現在発生はしていないということではありますが、ちょっと確認をしたいのは、やむを得ない場合は若干の、何て言いますか、一定の範囲内で増え、少し定員増じゃないですけども柔軟性を持った対応をすることによって現在待機が無いというふうなことなのか。それとも基本的な基準内に収まって待機が無いのかどちらの状況なのか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

1クラブあたり40人ということで示されておりますけれども、今のところはこれを上回った状態で待機児童が発生していないという状況になっております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

基準の中で収まっているという状況のようです。それでちょっとお伺いしたいのですが、先ほどの子ども・子育て支援事業計画の中で放課後児童クラブ育成事業のページを見てみますと、平成27年から平成31年までのニーズとそれから確保方策というところがありますね。私なりに解釈したのはニーズというのはこれだけの利用の要望が出るのではないかと推計じゃないかと。その下の確保方策というのが定員と言いますか、対応できるという数なのかな。ちょっと違えば違うということで、お示ししていただいて良いんですが、そうなりますとニーズに比べて施設の対応が若干不足し

てるような、そういう推計になってるんじゃないかと思うんですが、実態としてはその推計よりも低くて基準内に今現在収まっているということなのか。それとあわせて今後もしばらくこういう方向で行くのかどうか。この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

計画の中では潜在的ニーズというところも含めたところでの数値で600名前後でニーズ量を推定をしているところなんですけれども、現実には登録人数というのが平成26年が438名、27年度が470名、そして平成28年度、今年度が479名というところで、だいぶ計画量よりも少ないところで今推移をしているような状況になっております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今のところ計画から少ないということで理解をいたしました。それで町長の施政方針の中で、放課後児童クラブを増設なのか、放課後児童クラブの施設を充実させるというようなことがございました。それで私はこれを見た時に待機のことなのかなどと思いましたが、例えば洗切の方なのか、どうなのか。そういう施設の一定基準を満たしていない部分があったためにそれを充実させるというようなことなのか。その関係をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在、長与小学校区と南小学校区につきましては、複数の放課後児童クラブがございますけれども、それ以外の所が1か所ずつというところで、そして登録を實際してる数が50名前後で推移をしております。実際に利用した数というのが36名から46名の中で推移をしておりますので1クラブでいけるものなのか、はたまたちょっと1クラブでは不足をするところかというところで、今判断に非常に悩んでいるところなんですけれども、1クラブしかない所の施設の充実を図るために、例えば29年度で言いますと洗切の学童が児童館の中ではやっておりますので、空き教室を利用させていただいて1教室だけで活動されておりますので、そこが面積的にですね。他の児童館の所はこのクラブ教室だけではなくて児童館内で過ごすことも可能ですけれども、どうしても洗切小は1教室の中での活動をされてるというところで、なかなか静養室を持つこともできないというところで施設整備の方を洗切小校区の方は29年度にさせていただきたいと思っております。また北小校区のクラブの開設をもう1クラブ、29年度に計画をしているところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

詳しくご説明をいただきました。それと28年度の事務事業評価がインターネット上で公表されておりまして、その中で放課後児童クラブのニーズは今後も増大していくものと思われるということで、今後は既存の施設を活用しながら規模の適正化を図っていくというふうにあるんですが、今のご説明ですと、もう一定充足して今後も増えることはないのかなというような感触を持つんですが、ニーズが今後も増大していくというこの28年度の事務事業評価と今のご説明とちょっと相矛盾するのかなという気がするんですが、そこのところをご説明いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

利用の実績を見てみますと利用基準内での利用をしていただいているところなんです、実際は5月1日時点の登録人数で場所は確保しなさいということが国の方から示されておりまして、5月1日時点の登録人数でいきますと、ちょっと足りていないという状況になっております。実際に登録をした人数よりも実績を見ますと8割ぐらいの方が利用をされてるというところで、この登録人数と実際に利用している人数というところの乖離があるというところで、今現在は、放課後児童クラブの方に登録時点で正しい登録をお願いをしていってやるような状況になります。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。快適なそうした放課後児童クラブを維持していくためには、やはりその支援員たちの処遇ですね、誇りを持ってやっていっていただくという点では。調べてみますと国の方で補助基準額が定員40人の場合、約430万に引き上げるというのがあるのと、あとその支援員の処遇改善として認定資格の研修を受けた人であるとか、また専門性の高い研修を受けてかつ5年以上の場合とか、それぞれに応じて一定の人件費加算というのが打ち出されているようでありましてけれども、これは長与町の場合公設民営なんです、本町の場合こういった国の補助というのが本町の支援員に充当がされるのかどうかですね。分かればお伺いしたいと思うんですが。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

国の方で処遇改善に関する補助基準額が決まっております、それぞれの放課後児童クラブの実績に応じたところで処遇改善の部分を補助させていただいております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

北小校区についても開設を計画しているということでもありますし、きちっとそういった推計を確認しながら計画的にやっておられるということで、そこは1つ今後ともしっかりと対応の方をやっていただいて。これは元々かぎっ子対策ということで始まりまして、私も実は小学生の時にうちの親がうちの地域の学童保育を作る時に一緒に携わったという。私も夏休みになれば小学校高学年の時は小さい子供たちの面倒見る係でやってきたということで、その重要性というのが非常にありますので、そのあたりは引き続き本町でもそういったことを目的に沿ってやっていただけるように、しっかりとした対応をこれまでどおりお願いしたいと思います。

次に、子ども医療費の問題についてなんですけれども、子ども医療費の現物給付を実施した場合に、いわゆる国保の減額調整措置、よくペナルティと言われますけれども、これが設けられているということで、私が見たところによると地方6団体ですね、いわゆる地方6団体が国に対して、それはおかしいのではないかといい言っているということでもあります。このあたり例えば本町にあっては町村会ですけれども、事前にこういったことがあるのではないかといい調べておいてほしいということをお願いしましたけど、どうだったんでしょうか。どういうことをやってるのかどうか確認をお願いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

町村会の方がいつも年度末、ちょうど今からの時期なんですけれども、各町村の要望というのを取りまとめをさせていただいております。本町におきましても福祉医療費助成の対象拡大、それから現物給付に関する部分につきまして国政、県政に対する要望というところで要望をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

かなり前からこういったことは何度も何度も訴えてきて、町も恐らく県にそういった制度を訴えているということでもありますけれども。そうした声が一定効果があったというふうには私は思っております。それは30年度から就学前までにではありますけれども、就学前までの分のペナルティはもうこれは廃止しようという結論が出されているということ聞き及んでおりますが、ここも1点、確認をしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

昨年、年末に30年度4月から乳幼児の部分に限ってなんですけれども、このペナルティを廃止しますってことで決定がなされております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうした中で昨年の3月議会で、総務文教常任委員会でも子ども医療費の件でいろんなやりとりがあったんですが、その中で子ども医療費の件で課長の方から長与町では今回残念ながら現物給付ではなく償還払いというふうに発言したのは、私もおっと思ったんですね。それは言葉じりを捉えるわけじゃないですが、残念ながらということをおっしゃったというところを見れば、担当課としてはできれば現物給付が良いよねというふうに思ってたんじゃないかな。それが残念ながらという言葉で表れたのかなと私は捉えたんですが、本来ならやはり現物給付の方が町としての負担はありますけども、子ども子育て世代の立場に立つならばそっちの方が良いという気持ちでおっしゃったのか、この点お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

乳幼児と同じように現物給付にできたらということで、最初は現物給付の方向で協議を進めていたところなんですけれども、1つは予算的な部分、もう1つは低所得世帯の方をなんとか支援をしていきたいという気持ちがあったわけなんですけれども、小学生の部分につきましては今のところ所得制限等を設けておりません。県内もどこも設けてるところはありません。全国的に見ますと一部、所得制限を設けてやっているところもあるようですけれども、高所得者世帯も全部、給付をしてしまうというところには一定どうかなというのを考えておまして、あとは医療機関の方ですね。町内の医療機関だけではなくて町外の医療機関に結構かかってらっしゃる子供が。予防接種の関係を見ても4割ぐらいが町外の医療機関をどうも利用しているのではなかろうかということで捉えております。そうなった場合に町内だけで現物給付を進めたとしても、残りの4割の部分が償還払いとして残ってしまうんだなというところで全体的なカバーができないというところ。そういったところもいろいろ勘案しながら、事務量も現物給付になりますと私たちの事務量もだいぶ減ってまいりますので、そういったところも考えながら最初は現物給付ということを考えていたんですけれども、最終的には償還払いとなってしまったというところにあります。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今、担当の課長の方から本来なら現物給付が望ましいけれども、諸所の事情により、また放課後児童クラブの方にも一定予算をとということで、優先順位をしてこういう形になったけれども、本来なら気持ちとしては現物給付をやりたいということだと思います。そこでこれと全く同じ点について、町長ご自身はどのように、昨日も同僚議員から同じような質問があつておりましたけれども、その点を町長の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

昨日もお話をいたしましたけれども、小学生までの医療費拡大ということで実施をしたところがございます。いろいろな医療費等々につきましてはやらなくちゃいけないことがたくさんあるわけでありまして、その中で、今、堤議員の方からもいろいろ出ましたけれども、例えば北部児童クラブのご質問ありましたように、そういったものに対する充実度というのもありますので、そういったものを見ながら、バランスを見ながら対処していくことが必要ではないかなと思つております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

長与町はその他にもいろいろな子育て支援の事業をやっているんですけども、子ども医療の現物給付というのは非常にインパクトが強くて分かりやすいんですよ。それで、長与町にお住まいの方、かなり長崎市内の方でお仕事をされている中で、やはり職場の中では長崎市民の方と長与町民の方が同じ席でいろんな話がなされる。そういうところで私が聞くのは長崎市はそういうことなんだ、長与はこうよというようなことで、非常に情報交換が進んでいろんな比較が町民の中でされている中で、いろんな良い面も長与の方が進んでいる面もあるというのを私も重々理解はしてるんですけど、やはりここってというのは町民の中で話題になるという点では、長与町に来て住んでいただく、長与で子育てしていただくという点でも非常にインパクトがあります。もちろん他の、待機も出してはいけません。あれもやらないといけない。いろいろありますけれども、ここもやはりただ単に県に要望を出すというだけでなく、そういったことも踏まえた予算配分もありますけれども、それも分かりますけれども、昨日も出ておりましたけれども、自治体間ですね。すぐ何しろ隣の町がどんどんやっているという中で、このままで良いのかなというのを議会にいる1人として、ちょっと心配になるんですけど、その点もう一度、町長何かあれば。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃるように、確かに長与町から長崎市に働いておられる方多いので、どうしても長崎市の方の機関を利用されるという方も多いので、そのあたりの情報が非常に飛び交っているということも十分承知をしております。いろんな形で私の方でも、これは取り組みたいなという問題はありますけども、何せいろんなことを勘案しながら1つ1つ結論を出していけないものですから、そのあたりは承知していただきたいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今度ちょっと予算のことでお伺いをしたいんですが、昨年3月議会の総務文教常任委員会の会議録でもう1回復習をしておりました。その時に1人当たりの医療費を8,500円と推計をしていらっしゃったようです。現物給付だといろんな近隣の状況、長崎市の状況なんかを確認すると1万2,000円。償還払いになるとそれから3割ぐらい減になるだろうということで、推計して8,500円というふうな見通しを立てたということでありました。28年度実施してみてどうだったのかということをお伺いしたいと思います。昨日の答弁の中で、近隣を見ますと現物給付の所は3月議会では1万2,000円とおっしゃってましたけれども、実際やってる所をみると1万3,200円という数字が出ました。ここで若干の、大きな差ではありませんが差が出てきて、この辺りで推計が実際のところどのくらいかかるのかというのは、また、新たな数字が変わったものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

当初予算では8,500円ということで試算をしておりましたけれども、今現状、28年度の予算で1人当たりの医療費が7,600円程度で推移をしております。実際に現物給付をされてる所が1万3,200円ということでしたので、申請率で私は7割ということで試算をしたんですけれども、実際に割り戻してみますと57.7%ぐらいの申請率であったのかなと思っております。と言いますのが、やっぱり年度の前半と年度の後半では全く申請件数が変わってきたというところがございます。ですからしばらくはこの7,600円、申請率57.7%ですけども、ここが少しずつ伸びてくるのではないかなということで予測をしているところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうしますと当初見てたよりも7,600円という状況であれば、また今後、年度末にどっと申請がある可能性もありますけれども、よくその辺を見極めながら確実にそこ

ろを押さえた方が、じゃあできると、ちょっと来年、再来年かなという判断もしやすくなるかと思えますけれども。分かりました。この件はこれだけに留めておきたいと思えます。

次に、入学準備金についてなんですけれども、これについては今回4月実施したことを踏まえて、今後3月に支給ができるかどうか検討、研究をしていきたいという答弁がありました。これは理解をいたしました。関連するもので若干お伺いをしたいと思えますけれども、29年度から国庫補助の対象になる要保護世帯の支給基準が引き上げられたとお聞きをしております。小学生が今まで2万470円だったのが約倍の4万600円、中学校で2万3,550円がこれも倍近く4万7,400円ということで、国と町で多分2分の1ずつではないかと負担がですね。だと思えますけれども、本町も当然、国の支給基準が引き上げられたことによって、本町の要保護世帯も対象になると、これは確認してよろしいでしょうか。間違いないものか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

29年度につきましては要保護の支給基準どおりに準要保護の方も支給を行うように、今のところ計画をしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の答弁はちょっと、私、その後に聞こうかと思ってた分です。要保護がもうそういうふうになるということを確認して、そして、本町の方として責任を持ってやらないといけない。一定、本町がそれを負担する部分もついてもそれに準じた額に引き上げて実施をするということで、もう1回、確認をしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

国の基準どおりに現在、準要保護の方も町の方行っておりますので、そちらの方に引き上げた形での支給を行いたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうであれば非常に良いんじゃないかなと思えます。財源の問題で言えば一定かかるんですけれども、やはり気になるのは要保護世帯に形上は準じる方々ということで、そういう対応が必要じゃないかという質問をしようと思えてましたが、もう既にそういうことでやるということで考えてらっしゃるということで、この件は了解をいたしました。

これは結構です。

次に、入浴補助券の問題、入浴補助券の拡充なんですけれども、これについての答弁は29年度中に方向性を出したいということでありましたけれども、現在検討をずっと進めていらっしゃるというふうに思うんですけれども、どういう課題があり、もちろん結論出していないというのは重々承知なんですけど、どういう方向で考えて道筋を作っていくかというのを考えていらっしゃるのか。これも結論ではないというのは承知の上でお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

まず、この入浴補助券の目的というのが高齢者の外出の機会と健康づくりの場を確保する。そして要介護状態や要支援状態になることを予防することを目的とするということで、元々の入浴補助券事業というのを実施しておりますので、まずその観点に立っていろいろな事業を模索しております。ですから、高齢者の方々が何か自分のために健康づくりになるような、それから外出ができるような、そういう施策ということができないかということで関係各課と今、協議を行っているところであります。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

まだ現状ではそこまでしか言えないのかなという気もいたしますけれども、29年度中に方向性が出るということは、もう一応その方向づけをしたら30年度の予算からは当然実施するという、それを目指してゴールはそこだということで計画を進めていくということで、これも確認ですが、理解してよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

その方向で頑張っていきたいと思っています。それからなるべく早い時点で決めたいので皆様に周知をしたいと思っています。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。またその時点になって、是非町民の皆様にもそういったことのお知らせ、それから議会の方にもいろんな折を見て、こういう方向で考えているということをお知らせをいただきたいと思います。

次に、住環境の課題についてという点でございますけれども、給水管の部分で質問をしたのが、実は私が住んでいる自治会の私の家の勾配を上って行ったずっと先の方の家

で、家の方から何日も何週間も水がタラタラタラタラ側溝を伝って流れておりまして、多分、水道局の方も承知だと思っんですけれども、いつ通っても水が流れてて、何でかなと思って見に行ったら、ある特定の家のところから水が流れているということで、これは自治会の方もまた民生委員の方もこれを把握して町ともいろんな相談をされているようであります。私が聞いたところによると、私、正確に理解してないのかもしれませんが、聞いたところによると本管から分岐して水道メーターに行く前までの段階でどこから漏れている。宅地の中の一部から漏れているということがあってると聞きます。ここはそういった状況だったのか。もし分かれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

吉田水道局理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

この件につきましては宅地内の方から漏水をしていたというふうに伺っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ですよね。それで私、住民の方といろいろお話しする中でこんな場合どうなるのかなと相談を受けてちょっと即答できなかったのが、水道メーター自体に行く前で漏水した場合に水道メーターは回らないわけですよね。だから場合によっては水道メーター回ってないから何でうちが払わないといかんのだというような、今はないとしても、今後そういった住民とのトラブルが発生した場合に町としてはお宅の敷地なので、お宅の方の責任で工事をしてくださいと言っても水道メーター回ってないよ、そういったことが考えられるわけなので、こういう規定というのがきちっと書面で規定なり規則なりで定められておく必要があると思ひます。それは整備されているのかどうか。

お伺ひしたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

木島水道局長。

○水道局長（木島英利君）

お答えいたします。「長与町給水装置の修繕その他の処置に関する取扱要綱」ということで、その中に町で施行しない工事等の範囲として次のとおりとするということで、宅地内での漏水修繕工事ということで謳っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

要綱でそういうふうに定められたということで分かりました。そしたら私もそういうふうになってるということで、今後も私の住宅団地かなり老朽化しておりまして、実は私の家も去年、敷地内で漏水があつて大きな工事をせざるを得なくて、そういったのが

今からどんどん出てこようかと思imasので、是非そういったことに対応できるような
いろんな整備がこの件だけではなくて他にも出てくる可能性もありますので、認識して
おく必要があると思imas。分かりました。

それからごみ屋敷、多頭飼いという点についてですけれども、ごみ屋敷の問題をいろ
いろ私も調べてみますとセルフネグレクトという言葉に突き当たりまして。セルフネグ
レクトというのが自暴自棄になったと言imasか、もうやる気がなくなっているんな自
分の身の回りの管理を放棄してしまうということのようでありました。これは内閣府の
方でも、この点について全国の市町村に調査をしたりとか、過去においてやられている
ようでありますけれども、1つはまずごみ屋敷が本町において該当する例があったのか、
または現在あっているのか。ここは今現在どういう状況なんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

お答えいたします。ごみ屋敷と考えられるような案件については7件を確認いたして
おります。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

これは町として確認してるということで、恐らくそれ以外にも考えられると理解して
よろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

町の関連機関で調査をした件数でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。それともう1つが多頭飼いの問題ですが、補足的に言わせてもらいま
すと猫等を適切に管理して自宅の中でご近所様に迷惑かけないように飼育するという点
については何ら問題がなくて、この点を私はどうこう言ってるのではなくて、動物愛護
の精神からも何匹飼おうと恐らく大丈夫ではないかと思うのですが、問題はここのごみ屋
敷と言imasか、セルフネグレクトと一緒に家の中で、例えばオス、メス飼っているの
がどんどん繁殖して、どんどん増えていってしまうというような例。過去において私も
1件相談と言imasか、ありましたけれども、そういった多頭飼いというのは現状長与
町ではどういう状況でしょうか。あるのかどうかですね。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

現状では今年度、28年度は3件のご相談がありまして2件については解決をほぼされた状態で、1件がちょっとまだ解決がされていないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

このいわゆるごみ屋敷、それから多頭飼いの問題を一緒くたにして論じるのはどうなのかなと私も今考えているところではありますけれども、非常に一緒になっているケースもあるんじゃないかと思うんですね。というのは、政府の内閣府だったか、このセルフネグレクトを各市町村に調査した結果というのを見させてもらう中で、精神疾患に起因するものが1つ。それから大きく分けていろいろありますけれども、大きくはそれが1つ。それからもう1つは自分の大切な身内の方を亡くされた中で、そういった中で心身喪失状態になって、そうしたごみ屋敷と言いますか、自己管理をも放棄してしまう。ですから当然そういった方が動物を、特に猫等を飼ってらっしゃればいろんな管理を放棄して自然繁殖的にどんどん増えていくということがあるんじゃないかなろうか。これが高齢化の進展とともにどんどん今後、高齢化の進展とともにもっと増えていくんじゃないか。それに対する対応というのを今から準備をしていかないといけないんじゃないかと心配をしておりますけれども、そのケアの在り方についてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

議員おっしゃるとおり、ごみ屋敷だけと多頭飼いというのがちょっとダブる部分と全く別な事例があると思いますが、ごみ屋敷に関しましての今後の考え方としては町長の方からも先ほど答弁がありましたとおり、単にごみの廃棄物の処理だけではまた再発する等のおそれがあります。ですから事前の生活面それから精神的な面からのサポートをすることが非常に重要ではないかと考えております。まずごみ屋敷が作られる原因を探る。それから対象となった方、それぞれの事案に即した適応したサービスを早目に提供をすることが重要であろうと考えてます。今後の対策といたしましては高齢者の増加も懸念をされております。それから高齢者の虐待、議員がおっしゃられるセルフネグレクトの方も増加も懸念をされております。こういった中で、ごみ屋敷が増加することが当然予想されております。対応といたしましては福祉、衛生、介護、環境部門等が連携をして、住民の皆様の早期のいろんな情報をいただきながら、本人に寄り添った相談とか指導、それから福祉的かついろんな多角的な面から生活全般の支援を行っていくネット

ワークを作って対応をしていくべきではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

福祉とか介護とか、例えば1番やっぱり矢面と言いますか、最前線に出られるのは民生委員じゃないかと思えますけれども、そういった方々と地域の見守りというようなものが大事になってくるのかなと思えますが、私もこの件を調べている中で懸念されるのが、こうした方々に対するケアを進めようとした時に突き当たるのが、こうした方々はあまり行政の方からいろんな相談を受けた時に拒否をされる。私はほっといてくださいというところが、非常に行政としては頭が痛いところではないかなと思えますが、このところについては、当然、簡単に答えが出る問題ではありませんので、ただ、その中でも1つどうしても必要になってくるのが、災害時とか例えば近所で火事があった時とかにこうした方々をいかに避難させ救助させる、あるいは安否確認をする。こういったことはどうしても、命に関わる問題についてはどうしても必要じゃないかと思うんですね。この点の対策と言いますか、同じ答えになるのかもしれませんが考えていけない問題じゃないかと思うんですね。

もし何か答えがあればお聞かせいただきたいと思えますが。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

議員がご心配いただくこと、もう本当にごもつともだと思えます。行政側が入り込みたいと思っても、なかなか向こうが拒否されるというパターンも良くあります。ただ、実際にはお互い信頼関係を築くことで少しずつ牙城を崩していっているという実例もありますので、そういう形でこちらの気持ちを伝えていくことで、向こうがこちらを向いてくれるということもありますので、職員はじめそれから地区の自治会の方、それから民生委員の方々にご協力を仰ぎながら、そういう安全というところでの支援を頑張っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

それでは、場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時26分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第2号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部議員。

○3番(安部都議員)

質問を行います。この改正の条例なんですけれども、国の介護サービスが地方への移行することによっての要支援1、2の認定に伴うサービスのあり方の変更だというふう
に理解をしておりますけれども、この中の詳細を詳しく教えていただければと思います。

○議長(内村博法議員)

辻田介護保険課長。

○介護保険課長(辻田正行君)

今回の条例に関しましては、今現在、県が指定しております通所介護施設がありますけれども、その分が利用人数、利用定数が18名以下の部分が町の指定ということで、地域密着型通所介護として利用されるということになりますので、前回の総合事業とは、直接、関連というのはございません。

○議長（内村博法議員）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第2号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第2号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第3号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第4号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけること
に決定いたしました。

次に、日程第6、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第5号は、会議規則第46条第1項
の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第5号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけること
に決定いたしました。

次に、日程第7、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第6号は、会議規則第46条第1項

の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第7号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、日程第9、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第8号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第9号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第10号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議

題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

ちょっとお尋ねします。平成24年度から損害賠償の一覧表があるわけですが、今までも中尾城公園のことで何件か、あるいは何回か話題となっていて、何件あります、何件ありますとかいう、状況がこうですとかあったわけですが、この一覧表にはそれが挙がっていないけど、なんか全然別個なこれは形なのか。その分は今まで報告というかしてきたから良いのか。ちょっとそここのところが分からないんですけども、これが保険金か何かで全てやっているのか、あるいは現金払いもあったのか。そここのところ2点、よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。中尾城公園内のスライダーの事故につきましては、前回、平成18年2月19日の事故から平成27年7月19日の事故まで12件発生をしております。ということでお答えをいたしております。その中で1件分につきましては議会の議決をいただいておりますが、残りの11件につきましては傷害保険ということで保険金の方で支払いをさせていただいておりますので、今回、地方自治法の中の和解及び損害賠償の中には入らないということで、今回、この24年からの分には入れさせていただいておりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

滑り台とかあれは聞いていたけれども、他の面があったような気がするんですけど、そういうのもちゃんと書面で出たのかどうかというのが口頭ではあったように気がするけども、こういう場合に一覧表で出てなかったものだから。あるいはその他の草スキーとか、その他の他の場所でもあったような気がするし、その点は第1問で聞いたわけです。それとこの分が今度の一覧表の分が全て国の保険というかな、自治体が入っている保険があると思いますけど、そういうので出ているのか、現金であったのかというのが2つ目で聞いたわけですが、そここのところをもう一度お願いします。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。12件のうちの1件については議決をいただいております、1

1件につきましては傷害保険で対応させていただいて、保険金という形で払わせていただいております。保険内容が入院と通院、それぞれ金額が決まっております、それぞれの金額を日数分をお支払いさせていただいたと、保険金ですね。払わせていただいたということでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

よかったら口頭であったのか分からないけども、一覧表でもしよかったら出してもらえばと思います。他の件も。保険かどうかというのは、この一覧表の方で保険だけ出ているのかとか、あるいは現金払いもあったのかというのを表の方で、2つ目は聞いているということを使ったわけですね。分かりますか。この表の方は。分かりますか。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開します。

総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今回の資料としてお付けしておりますこの一覧表でございますけど、こちらの方は、和解及び損害賠償における、議会へ上程しなければならない分の一覧でございます。先ほど土木管理課長の方からありました中尾城公園の個々の保険での支払いにつきましては、損害賠償等ではなくて、例えば見舞金と傷害保険金という形でありますので、こちらの方は議会の議決を経る必要がないということでございますので、一覧表の方には載っておりません。損害賠償の額につきましては、みんな保険の方で支払われております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

これまで議決をしてなかったものを今回一覧で挙げてあると思いますけれども、この24年度以前というものが、他になかったのかどうかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

24年度以前の分は、文書管理上もう廃棄となっておりますして詳細が分かりませんでしたので、文書が残っている24年度からの分を挙げさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

5年間保存ということでなかったのかなというふうには理解しましたがけれども、そもそもずっと議決をしてなかったってことが大きな問題なのかなと。他の自治体でもあって報道等もあっておりますけれども、そのあたりに対しては、なぜそんなになったのか、お分かりになれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

この件に関しましては、もう我々、議会に対して議員の皆様に対して、すいませんでしたと言う以外ございません。これまで慣例といたしまして賠償金という認識がなくて、すべて保険で賄っていたものですから保険金として捉えておりまして、新たな一般会計に対する支出も出てこなかったものですから、そういう間違った認識で処理いたしておりました。昨年の提案理由の時もご説明しましたが、6月議会ですね、そのとき改めて、これはやっぱり議決が必要だということで、いろいろ会議等開きまして、これからのことをいろいろ協議してたんですけど、いつのタイミングで議会の方に申し訳なかったと弁明というか、ご報告する時期をいつのタイミングでしようかといういろいろ協議していたんですけど。それがなかなか9月議会、12月議会でもできずに今年に入りまして、他自治体が新聞の方で報道されましたけど、早くしないといけないということで、その自治体ともいろいろお聞きしながら、今回の議案の上程となった次第でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

先ほどの同僚議員の質問とちょっと重複しますが、先ほど中尾城公園のいくつかの事故、怪我は、保険で賄われたからここには載りませんでしたという説明でした。賠償金の支払いはどうやったのかといたら保険金で支払ったということで、そこら辺のちょっといわゆる保険が、違う保険で払ったから載せなくて良いものなのか。その辺の理由がちょっとよく分かりません。この表の賠償金の額は全部保険で払いましたと。先ほど中尾城公園の事故は、保険で賄えたのでここには載ってませんというふうな話だったので、そこをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

よろしいですか。今の質問は、中尾城公園の過去に起こったものをなぜこの一覧表に載せてないのかという質問です。

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

どちらも見かけ上、保険で払ったということは変わらないんですけど、保険の内容が、例えば、相手方がいて相手との話し合い等で和解なりした時に、損害賠償という形で払われる形になります。こちらが払われる保険とあと傷害保険、例えば入院していくら、怪我につきいくらと、1日いくらという保険があります。こちらの方はもう保険が決まった額を支払われるということで相手との協議が出てきません。こういう保険に対しては損害賠償じゃなくて傷害保険、見舞金という形になりますので、こちらの方は議決を経る必要がないということになります。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

一定理解しましたが、そうすると、そもそもこの賠償する保険と障害に対応する保険というのは別個にあるというふうな形で考えて良いものなののでしょうか。それともう一つお伺いしたいのが、こういう過去経緯がずっとある中で、例えば、今、実は私もちょっと違う件でこういう相談を受けているんですけども、介護施設等の施設の中での怪我による賠償責任が出てきた場合に、介護施設は認可事業で、町の認可は先ほどあった地域のサービスですかね。事業所で違いますよね。県の認可と町の認可というところで、町の認可の場合のそうした損害賠償に対する、これは当然、事業所と個人というふうなところの問題になってくると思うんですけども、こういう形では出てこないかもしれませんが、確認の上でちょっとお伺いしたいんですけども。そういう場合、町に対して、きちっとその報告を受けなければならない義務、事業者が報告をしなければならない義務みたいなものがあるものなのかどうなのか。いわゆる対民間の事業所であるけども、町が認可してる事業所での事故等が起きた場合に報告を受けるだとか、そういうものがあるものなのかどうなのか。ちょっとお伺いしたいと思います。ですから2つ、保険のそもそも種類が違うものなのか、そういう町が認可した施設での事故に対してのこの事業所の報告義務があるものなのかどうか。お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開いたします。

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

保険の種類ということでございますけど、賠償というのが町に過失があった場合、瑕疵があった場合、不法行為等があった場合に賠償保険ということで支払われる保険になります。また補償、傷害保険とかになりますと、こちらの方は適法な行為、うちに瑕疵

がない行為により偶然的な事故により起こったときに救済的に支払われる保険、見舞金等になりますけど、こちらの保険ということになります。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開します。

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

町で指定している地域密着型施設については、事故報告ということで利用者に事故等があった場合については報告していただいております。また、市町以外の県が指定しているサービスにおいても、町内でサービス利用者が事故等発生した場合については、こちらの方に速やかに報告をいただいて、何らかの過失がある場合には指導といった場合も発生してきております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ちょっとこの議案と離れていってしまいますけども、今、事故報告について受けるということで、ただ損害賠償があったという部分、事故は事業所の過失もあれば、本人の過失もあって事故が起きるっていう場合もあるんで、こういう損害賠償等々の請求が行われた場合の報告があるものなのかですね。その辺を再度お伺いしたいと。それはこういう議案には出てこないと思うんですけども、そういう形であるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今現在、そういった事故に対しての損害賠償というのは起こっておりませんが、実際問題として和解等が生じない場合については、係争ということで裁判に持ち込まれるかと思うんですけども、その場合については、裁判の内容次第によっては、過失があれば当然町の責任も問われる場合もございますので、そういった場合については、ご相談をしながらということになっております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第11号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第11号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に日程第13、議案第12号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

この件についてちょっと質問いたします。よく私も窓口の職員の対応のまずさとかいうことが、住民からよく言われているということも一般質問で言ったことあるわけですが、ここに事故の概要の中で窓口において不十分な対応、そういう何か言葉的なことが気になるわけですが、どういふこの状況でこういうことになったのか、ちょっと詳しくこの件と、そしてまた内容をお尋ねいたします。

○議長(内村博法議員)

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長(松邨清茂君)

今回の案件につきましては、非常に町民の方、事業者の方にはご迷惑をおかけいたしました、誠に申しわけございませんと思っております。今のご質問の件でございますけれども、窓口の不十分な対応というのが、そもそも事の発端がこの提案のところにもありましたとおり暗渠排水の件でございます。その現場自体には暗渠排水というのは表面上はもう全然見えてないんです。しかも、それが埋設されたのが約20年ほど前の暗渠排水であります。そこで窓口の不十分な対応というのが、窓口はこの土地については埋設物があるかないか、当然コンクリートの建築物ですので現場代理人は確認に来られるわけでございます。そのときに道路台帳とかそういったところを見て、その中に排水とかあれば、ここに何かありますよとか、そういった形でお答えはするんですが、その図面上、町が持っている資料の中では把握できなかったと。それと現地にも確認には行っております。しかし現地には、中の暗渠ですので、排水管があるとか埋設物があるというのはもうわからない状況です。そこで通常考えますと普通の更地であれば、この下には何も無いという先入観があったのではないかなと。うちの方も調べようと

でも、なかなか調べる材料がなかったわけです。結果、そこで暗渠排水管があつて、そこを破損させて結局、浸出水によって地盤が侵されたと。そこでもうちょっと詳しく調べれば対応ができたのかなと。また、そこで注意して試掘、当然試掘はされてるんですけども暗渠排水ですので、その敷地の中にどこにあるかわからないわけです。そういったところをきれいに、うまい具合に指導しとけば、こんな排水管を破って浸出水があるようなことはなかったのかなと。結果、損害を与えてしまってますので、対応が悪かった。もうそれしか言いようがございません。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

その場合、不可抗力的なこともあるかわかりませんが、この場合、金額が850万ぐらいあるわけですけども。100%町の方が過失割合というか、対応不十分で対応したのか。あるいは業者サイドでやっぱりこうするときに何かそういうのを怠ったから8対2とか何対何とかなったのか、ちょっとそこのところ、よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今回こちらの方に和解金額として掲載しているのが848万7,406円でございます。これは和解に至った金額でありまして、相手方からの申し出金額というのもあります。この金額が972万円という形で、うちの方はその相手方と対応しながら全額ではなくて、123万2,594円の減額をしていただいております。この中身につきましては、現地自体の損害賠償とそこのテナントに入ってくる方の休業補償がありまして、休業補償のところでは金額の合わせ付けを、要はちょっと引いていただいたという形の金額でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

確認ですけれども、当然ここで議案として上がってきているということは、まずこの損害賠償が保険で払われる、全額保険で払われるかという確認が1つ。それと当然まだ支払われてないと思うんですけども、その2点の確認をしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今の件につきまして2点ですね。まず1点目は、全て保険の方でお支払いするような形をとらせていただいております。これは全国町村会総合賠償補償保険という中からお支

払いをしていただくという形になります。それと2点目につきましては、支払いはこの議決をいただかないと公印が打てませんので、議会の議決をもって支払うという形になると思います。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私もちょっとよく分からないので、再度質問させていただきますが、まずは民地、私有地ですよね、ここのですね。建物をさらに建てようというふうな形でされたという中でのこうした内容だと思うんですけども、今、聞いても分からない。そもそもこの暗渠排水が民地の中にあるということは、町が埋設したものなのか、それとも何かそういう工事の背景の中で埋設されたものなのか、ちょっとそれも含めてですけど、そうすると個人的にされた部分は、いろんな形で申請も必要なんだろうけど、そういうのがなければ町としても十分そこら辺が解明できなかった部分というのものもあるのかなと思うんですが、まずはその辺についてはどういうふうな状況でしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今言われたとおり個人が引いてる暗渠排水であれば、当然、町には責任はございません。ところが今回の事案につきまして、ちょうど第二中学校があります。第二中学校の上の方から、昔オープン側の側溝、要は開渠型の側溝みたいな感じのやつが流れていたんだろうと思います。これは昔の図面の現況図で確認はしましたが、畑と畑の間の段差というのがちょっとありまして、そこの中に水路みたいなのが昔から流れていたような所がございます。そこに町の方が、第二中学校の開校に間に合わせるために上り道を仮設で作っております。これが昭和56年頃だったろうと思います。その道路の下に上から水路がありますので、道路の下に暗渠排水を作ったという経緯を見ると、この水路というのは個人の水路ではなくて町の水路という確認が取れようかと思えます。現実的に言えば町が施工しますので、その暗渠排水というのは町の所有物というところに確認が取れるかと思えます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

理解いたしました。では、町がきちっと十分な調査、一定時間をかけてやればそういうのは確認できたという部分が過失になっているというところで確認していいものか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

現状的には、その事故が発生した後に、書庫とか行って昔の現況図、それに現在の画地図、要は重ね図と普通言いますけれども、宅地の図面を重ねたらほぼそこにあるような形で現況図が残っておりますので、その時にそこまで確認ができれば、今回の案件はなかったのかなど。だから、これ事故なんですけれども、そこで最終的には確認が取れたということは、その時に確認を取っとけば今回の案件はなかったのかなというところで、不十分な対応という形で申し上げたところでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第12号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第12号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

2、3点お聞きします。まず説明書の13ページです。寄附金のところのふるさと寄

附金が出ておりますけれども、件数と金額的に一番大きかった金額がどれぐらいなのか。返礼品、商品というか、同僚議員の一般質問でも出ておりましたけど、この場所で改めてどういう金額になったのか。それとそれのやり方、相手方に、寄附してくれた方に対しての返礼品のやり方。その対応の仕方をお尋ねします。それと19ページの負担金、総務管理費で県の派遣職員負担金330万上がってますけど、補正ですということはどういうことなのか、その件を1件と。次に、29ページの土木都市計画の中の用地購入7,400万ありますけども、これがどういう部類なのか、その3件、よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

私の方からは、19ページの2款総務費、1項総務管理費。18、19ページになります。こちらの方の19節の負担金、補助及び交付金につきましての長崎県派遣職員負担金ということでご説明させていただきます。こちらの方は、ただいま人事交流に伴う県職員と町職員がおります。こちらの方の給与の差額分の負担ということになっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

12、13ページの寄附金のところでございます。ふるさと長与応援寄附金のところでございますけれども、件数を1,592件ということにしております。金額はここに書いてあるとおりでございます。それから返礼品の対応の仕方でございますけれども、返礼品を、ちょっと数を何点というのは数えておりませんが、皆様からインターネット等を通じて、そこでポータルサイト上で返礼品を掲載させていただいておりますけれども、ご自分の好きなもの寄附額に対しての返礼品を用意しておりますけれども、そこを選ばれて、そういうことでうちの方に、そういうどここの誰々様が、例えばミカンとすればミカンをということでお選びになります。そこでうちの方が、今度はそちらの用意をさせていただいております各事業者の方にご連絡を差し上げます。それをまた、そちらの方から今度は寄附をいただきました全国の皆様方に直接発送していただくということで対応をしております。返礼品の額については、さっきもお話ししましたとおり、約750万ほどを販売といいますか、お支払いというか、そういうことでしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

それでは先に都市計画の方からお答えをさせていただきます。29ページの用地購入

費でございます。これは、道ノ尾駅前付近で西彼土地開発公社の方で先行取得をしております2筆の分でございます。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

高額の方、高額で10万円となっております。

○議長（内村博法議員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第13号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

説明書の11ページですけれども、70万の第三者行為損害賠償事務委託料についてお聞きします。ちょっと初歩的な質問かもしれませんが、これは交通事故や傷害事件が起きたときに、国保が一時的に立替えをする。その後に、加害者に請求をするというところでよろしいんですか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

そのとおりでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そのときに例えば、その後に、加害者にその後の費用を請求をするわけですが、加害者が保険などに加入していない場合は、そのときには国保がそのまま負担をされるのか。それとも提訴を起したりするのか、個人的な不利益を被ったことなどはありますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

はじめに国民健康保険を使ってお支払いをされて、その後に個人が入ってる保険に切り替えという形になっております。それを考えますと国保にとっては、そういう不利益というのはないような状況になっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ここで70万円計上しておりますけれども、当初予算で不足したのか、それとも事件ごとにこのように計上するのか、そこを教えてください。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

当初予算においては毎年同じような額で計上して、その後に懸案事項があつて足りなかった時に補正を組ませていただきます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第14号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第14号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、日程第16、議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第15号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第15号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、日程第17、議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第16号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第16号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、日程第18、議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

饗庭議員。

○5番(饗庭敦子議員)

一般会計予算の中で、町長の施政方針にもありました各種補助金の見直しということ

で、補助金が前年度よりだいぶ下がっている状況があるかと思います。その中で81ページの長与町社会福祉協議会運営補助金と長与町老人福祉センター運営補助金の方が増額になっていると思います。その理由を教えてください。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

社会福祉協議会の運営補助金につきましては、法人部門を担当しております職員の12名の給与、手当、厚生費それから健診等の費用となっております。やはり人事院勧告等で給与が上がったということもありまして、どうしてもこの補助金については増額という形になっております。また、老人福祉センターの運営補助金につきましては、センターの維持管理、それからいろんな施設の修理等の補助金になっております。どうしても消防設備等で指摘を受けたということで、その部分の消防設備の完備それからトイレの改修をどうしてもしたいということで、確かに老人福祉センターのトイレ洋式が1か所しかないとか、それから身障者用のトイレにつきましては水を流すのが足踏みのボタン式ということで、やはり車椅子等に乗ってらっしゃる方とか、足に力のない方等については、なかなか厳しいものがあるということですので、その部分の改修をしたいということでしたので、そういう早急に対応の必要な部分については補助をさせていただくということで増額になっております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

社会福祉協議会の方で、人件費ということでのお話だったかと思うんですけども、ほぼ人件費のみが大体200万ぐらいですか、240万ぐらい上がったということで、人件費というふうに理解していいのかわかりません。新しい事業とか何かするのに対する補助金かなと思ったので、そのところをもう一度お願いします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

これにつきましては、人件費となります。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今回いろんな問題になってる施設使用料の問題が発生して、減免措置とかいろいろなってきたって表明されたわけですけども、この今度の予算書にその減免措置を入れた分、各施設の、どれどれと言いませんけれども計上されておるのか、それをお聞きします。

もうそれをしてから後なのか。あと何点か。67ページにふるさと納税関係の委託料とか役務費があがっているけども、これに関するふるさと納税に関する経費がここだけで合計で見れば、今年度の経費だということに分かるのか、それと他に何か、私、見れなかったのでもっとそれをお尋ねします。それと147ページの公園が1,600万ありますけど、29年度でどういうところの公園がどういう形で整備されていくのか。その3件、よろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

お尋ねの使用料手数料に伴います増収分でございますが、今回の予算の中にもその分で増収という形で、減免した後の額で計上をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

66、67ページのふるさと納税の件でございますけれども、経費としましては、議員おっしゃいますとおりここに計上しているとおりで、合計しますと1,613万9,000円になろうかと思えます。以上です。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

147ページの公園の工事請負費の件につきましてお答えをいたします。1,600万でございますが、今現在の公園の点検につきましては今年度やっております、その分の補修箇所を随時、補修をしたいというふうに考えております。それと中尾城公園のモノレール、スロープカーでございますが、こちらの方もモーターの2機取り換えということで考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

先ほどの67ページのふるさと納税の経費について、今ちょっと聞いたら1,600万ぐらい経費があると言ったけど、ちょっと計算してどれとどれが。ちょっとそういう具合に聞いたんですけれども、再度、67ページのところで分かっていたら、これとこれとこれで、こういう分類が部門に入りますというのが、分かっていたらよろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

まず9節の旅費でございます。普通旅費で6万円をお願いいたしております。それから11節需用費の消耗品のこれが返礼品となります。1,165万5,000円のうちの1,000万を計上させていただいております。下になりますけど印刷製本費、これはパンフレット等に充てさせていただきたいということで20万6,000円を計上させていただいております。12節の役務費でございます。ここがもう全てになりますけれども328万1,000円。それから最後の13節委託料でございます。259万2,000円ということで、お願いをしているところです。以上です。

○議長（内村博法議員）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は136、137ページの土木費、2項2目道路維持費の15節工事請負費、町道等維持補修工事費ですね。この間ずっと町道の整備をお願いしていて、長期的に対応していくということで、今年度2億4,530万の予算が計上されております。長期計画の1年目ということでしょうけども、この平成29年度の予算で対応できる延長と云っていいものかどうかですね。そういう部分で分かれば、144路線の改修が必要だったというふうに記憶しておりますけども、改修に必要な延長に対してどれくらいの工事ができるのか。その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。舗装だけでございますが、2億4,530万のうち1億5,700万を舗装補修に充てるように予定をいたしております。補修につきましては、今、計画を作っている最終段階になっておりますので、まだ最終事業費、要は事業費でございますが、まだ固まっておりません。しかしながら来年につきましては、吉無田女の都線、ちょうどサニータウンの方に上がる県営住宅を抜ける道路、あちらの方の下の方の道路でございますが、そちらの方。それと西高田日当ノ尾線、南陽台団地の中の道路でございます。それと並松線、これは農協の斎場がございますが、あれから上がる道路でございます。それと導高田線、北部典礼会館のちょっと先から川平有料道路の方に入る道路でございます。あちらの県道ではなくて、町道の方を舗装という形で考えております。現在、道路といいますのは、当然、路線ごとに2キロであったり3キロであったり、延長が長い道路もございます。しかしながら補修箇所はの中で、傷んでいる所は早くしたいという考えを持っておりますので、まずは傷んでいる所から先にどんどんどんどんやっつけていこうということでございますから、今の路線の一部をどんどんやっつけていくということでございます。今言った路線以外も今後、予算相当等でできれば、していきたいなど考えております。先ほどご質問のパーセンテージにつきましては、まだ事業費が終

わっておりませんのでまだ分からないということで、ご理解いただければと考えています。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それでは2、3点質問をさせていただきたいと思います。先ほど同僚議員がもう言われましたが、81ページ説明書の。社協の運営補助金、内容5,219万が出ていますが、これはもう少し詳しく内容を説明していただきたいんですよ。といいますのは、この外郭団体につきましては、非常に私たち監査も査察ができませんし、前回からずっと私は総務文教常任委員会の方でお呼びして、内容について調査をしてくださいというお願いをしておりますんですが、なかなかそれが現実化されていないようでございます。いろいろ世評で今の会長ではなくて、前のお辞めになったお偉いさんの影響力が非常に強くて、その意向の中でいろんな人事とかそういうのも動いているという、そういうふうな話もたくさん聞いておりますので、この辺につきまして、人件費が今度上がったということですけど、そういう部分についてもう少し、何人でいくらでというところまで、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから昨年、私は12月に一般質問した時に、高田の椿林のコンポスト跡、ここににつきましてのアセスの問題を指摘いたしました。その回答によりますと、早急に調査をするというお返事をいただいたわけですが、この予算書を見る限りどこの部分がそれにあたるのかというのがちょっと私が探すことできませんので、それについてのご回答いただきたいと思います。それからもう1つ、143ページの町の都市計画ですね。基本図作成、この辺の少し詳しい内容をお願いしたいと思います。それからもう1つ、主要な施策の中での20ページ、これも都市計画道路西高田線ですね。これについては、今回1億5,979万がついていますが、この辺についても内容をもう少し詳しくお願いしたいと思います。それに伴いまして28年度完成予定の640メートル、ツインキャッスル前の道路が完全に竣工できるのかどうか。今見た限りでは、ツインキャッスル横はまだ少し掘削は終わったみたいですけど、ちょっと遅れているような感じがしますので、その辺の状況をちょっとお知らせいただければと思います。以上お願いします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

先ほども申し上げましたけれども、社会福祉協議会の法人部門を担当する方々のお給料となります。事務局の正規職員9名分とそれから非常勤の職員3名、合わせて12名となります。それから、どうしても職員の変動がありませんので、まず人事院勧告で給料が上がっているということと、それぞれ定期昇給もされますので金額が上がっている

ということです。それから監査の件につきましては、社会福祉法がちょっと改正をされまして、今後、外部監査を入れていくということを聞いておりますので、そのあたりは若干変わってくるのかなとは思っておりますので、ご了承いただければと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

それでは都市計画の方からお答えをさせていただきます。143ページの長与町都市計画基本図作成業務委託の件でございますけれども、これは今の1万分の1とか、2,500分の1とか、都市計画基本図を作っております。これがずっともう修正がされてなくて、かなり年数が経っております。しかも最近、榎の鼻とかそういった所の新しい団地の造成とか、今現状に合っていないような図面になってますので、これを長与町全ての都市計画基本図の修正を行おうと考えております。それと次に主要な施策の19ページ、20ページの街路事業の件でございます。今回、29年度の街路事業の中では、新たな工事をするという大きな箇所はございません。流れからすると、今この新設区間の方を完成させます。それから次は事業の工事の都市計画決定の変更とか用地とか、そういった地元説明会とか、そういったところにちょっと時間をかけて、できれば用地交渉のところ、要は高田の踏切付近ですね、この辺のところに少しでも入れればいいかなと考えております。だから1億5,900万の中で大々的に工事するという箇所は、今のところ計画はしておりません。それと、現在ツインキャッスルの裏側の工事の件でございます。ここに関しては誠に申しわけございません。平成28年度中にはなかなか完成には至らない。ただし、ここは大型商業施設の開設もございまして、長崎バスの方も入ってくる予定でおります。だからその分に関しては、早急に道路が入れるように努力をしております。工事が遅れた件に関しましては、地元の方の調整とか振動とか粉じんとか、そういったところの件がございまして、そこもちょっと、若干と申しますか、かなりのウエイトで時間をかけて工事に入れられない状況もありました。それともう1つは、あそこの岩盤層が水を含めば膨らむとか、非常に硬い岩盤層が出てきております。そこで岩盤の掘削に時間をとられてしまって、時間がかかっていますけれども、完成としましては、そこの大型商業施設の開設前までには道路は開通させたいということで、今事業を進めております。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

2点目の椿林地区のガス抜き工事の件についてですが、本年度の予算において、現存の資料による分析調査による計画立案業務を実施しており、この計画策定後にガス抜き工事を進めていく予定でございます。そのために今年度で計画立案をして、その結果によって新年度で新しい実施計画をしていきたいと考えておりますので、今回の新年度予

算については計上をしておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

ちょっともう昼も過ぎたようですので、2点だけ、後ですね。今のそのアセスの問題、計上はしてないということなんですけど、私たちの感覚では素人はできませんので、やはり業者に頼むと。コンサルとかそういう所へ頼むという形になると思うんですね。そうすると経費が上がってきて当然のことだと思うんです。ですからそれについては、どの辺まで、今、計画のお話は聞きましたけど、その費用が伴わない計画までやるのか。具体的な計画までやるのかというのを1つ教えていただきたいと思います。それから主要な施策の西高田線の完成の件ですけど、今、理由はいろいろ聞きました。ただし、今度4月の6日に、確かそこの橋の竣工式をするという案内が来てました。そうするとそこの橋だけを竣工して、後は結局まだできていませんというとなかなか住民の方に説明しにくい。ですから、ショッピングセンターの開業というのが、大体私たちの情報では6月の始めというふう聞いておりますけど、それに間に合うかどうかですね。その辺についても再度、質問したいと思います。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

それでは椿林のガス抜きについて、先にご回答させていただきたいと思います。この件につきましては、12月議会で議員からご質問をいただきまして、どうにかこれの対策をしようということで、庁舎内いろんな協議を重ねてまいりました。そのことからガス抜きをするのが、まず先だということで、どうにか29年度新年度予算に工事費でも調査費でも計上できないかと考えてはまいったんですけども、どうしても新年度の予算編成が12月の末。そして決定が大体1月末というようなそういう日程もございました。そのためにどういう手法であつたらいいのかとか、それとかまた工事費がどのくらいかかるのであろうとか、こういったものを掴む時期が、時間がどうしても取れませんでした。そのために当初予算には計上することができませんでしたけども、28年度の環境対策課の方で持っております予算の執行残の方も少し利用させていただいて、例えばガス抜きをするための概算工事費、それとかどういった手法、工法による工事が1番良いだろうとか、こういったものをただいま公益法人のコンサルの方に発注をいたしております。金額については大きい額ではございませんけども、予算の方は現在の予算を使わせていただいております。年度内に概算工事費まで出していただくように、今しております。そういったものを納品させて、もらってから、それで新年度に生かされればと思っております。以上、そういう工程で進んでおりますので、どうぞご理解いただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

先ほどのツインキャッスル裏の所の道路の件でございます。大型商業施設の開設が6月十何日とこう言われたみたいなんですけれども、そこまではかかりません。今うちの方が何とか工事を早めて、4月の中ぐらいまでにはバスを通したいという計画は持っています。ただし、相手が岩盤なんであとちょっと少し掘り下げてという形です。今現状見ただけであれば、もう片一方の方にも側溝が入ってきております。残るのは、中に埋設管等はないので、あと舗装をかけるだけです。だからそんな大きな時間が延びるということでは考えておりません。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第17号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 12時06分～13時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、日程第19、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第18号は会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第19号は会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第20号は会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、日程第22、議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第21号は会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、日程第23、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第22号は会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、日程第24、議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

産業厚生常任委員会に付託しました議案第23号は会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第24号は会議規則第46条第1項の規定によって、3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第24号は3月23日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

次に、日程第26、議案第25号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第25号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第25号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第25号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

次に、日程第27、議案第26号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第26号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第27、議案第26号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 13時28分)